

福島県柳津町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 議会モニター制度の導入

地方における社会経済情勢は、少子高齢化と過疎化の進行が更に進み厳しい状況下であり、これらの課題に的確に対処すべく町民の代表である議会が果たすべき役割は増大している。こうした中で本町議会は、住民の声をより行政に反映させるべく、平成29年4月に議会モニター設置要綱を施行し議会に町民の意見を取り入れられるようモニターの募集を実施している。

2. 一問一答方式の導入等

町民に開かれた議会を目指し、議会での一般質問の一問一答方式の導入や、町執行部の「検討します等」の答弁に対しその後の経過を報告する仕組みを導入し、議会自らの改革と地域社会の活力ある発展に取り組んできた。

3. 議員定数の削減

議員定数の見直しについては、昭和31年合併後22名であったが、昭和47年に18名、昭和63年に16名、平成16年に12名、そして平成20年から現在の10名体制に議員定数条例を改正してきた。その間、平成の市町村合併についても真剣に取り組んだが、自立の道を選択し、議員定数削減を併せて行いながらも監視機関としての機能の充実を図ってきた。

4. 議員研修の実施等

定例会は年4回（3月、6月、9月、12月）開催し、議会傍聴について町の防災無線での呼びかけを定例会ごとに行っており、臨時議会は必要に応じ開催している。常任委員会は、「総務文教常任委員会」と「産業厚生常任委員会」の2委員会であり、所管事項の調査・研修を行い、場合によっては合同で行うなど活発な活動を展開し、研鑽を重ね議員の資質向上に努めている。また必要に応じて特別委員会を設置しており、定例会における予算及び決算審議については特別委員会により実施している。

事績2 住民に開かれた議会

1. 議会だよりの発行・本会議ライブ中継

「やないづ議会だより」については、町民に親しまれ開かれた議会とすることを意識し、定例会ごとに年4回（現在154号）発行している。これは全世帯に配布し議会活動の広報に努めている。

また本会議のライブ中継については、平成24年9月定例会から実施し町民の関心を得ている。

2. こども議会の開催

柳津学園中学校2・3年生に、議会制民主主義の理解と町議会への関心を深めてもらう事を目的とし「こども議会」を平成28年から実施しており、こども議員による町への提言や要望等が質問されている。